

性感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する告示案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

行	現 案	改 正	
	<p>性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）は、性的接触を介して感染すると共通に有し性的接触により誰もが感染する可能性がある感染症であり、生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題の一つである。性感染症は、感染しても無症状であることが多く、また、尿道炎、帯下の増量、皮膚粘膜症状等の比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、感染した者が治療を怠りやすいという特性を有する。このため、不妊等の後遺障害や生殖器がんが発生し、又は後天性免疫不全症候群に感染しやすくなる等性感染症の疾患ごとに発生する様々な重篤な合併症をもたらすことが問題点として指摘されている。特に、生殖年齢にある女性が性感染症に罹患した場合には、母子感染による次世代への影響があり得ることも問題点として指摘されている。</p>	<p>性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローム、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）は、性的接触を介して感染すると共通に有し性的接触により誰もが感染する可能性がある感染症であり、生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題の一つである。性感染症は、感染しても無症状であることが多く、また、尿道炎、帯下の増量、皮膚粘膜症状等の比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、感染した者が治療を怠りやすいという特性を有する。このため、不妊等の後遺障害や生殖器がんが発生し、又は後天性免疫不全症候群に感染しやすくなる等性感染症の疾患ごとに発生する様々な重篤な合併症をもたらすことが問題点として指摘されている。特に、生殖年齢にある女性が性感染症に罹患した場合には、母子感染による次世代への影響があり得ることも問題点として指摘されている。</p>	

改
正
案

また、性感染症は、患者等（患者及び無症状病原体保有者をいう。以下同じ。）が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しないことがあるため、感染の実態を把握することが困難であり、感染の実態を過小評価してしまおそれがあること、また、性的な接触を介して感染するため、個人情報の保護への配慮が特に必要であること等の特徴を有することから、公衆衛生対策上、特別な配慮が必要な疾患である。

さらに、性感染症を取り巻く近年の状況としては、十代の半ばごろから二十代前半にかけての年齢層（以下「若年層」という。）における発生の増加が報告されていること等が挙げられることから、これらを踏まえた上で、性感染症対策を進めていくことが重要である。

現
行

また、性感染症は、患者等（患者及び無症状病原体保有者をいう。以下同じ。）が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しないことがあるため、感染の実態を把握することが困難であり、感染の実態を過小評価してしまおそれがあること、また、性的な接触を介して感染するため、個人情報の保護への配慮が特に必要であること等の特徴を有することから、公衆衛生対策上、特別な配慮が必要な疾患である。

さらに、性感染症を取り巻く近年の状況としては、十代の半ばごろから二十代前半にかけての年齢層（以下「若年層」という。）における発生の増加が報告されていること、低用量経口避妊薬の使用が性感染症の増加の要因になるとの懸念が指摘されていること等が挙げられることから、これらを踏まえた上で、性感染症対策を進めていくことが重要である。

改
正
案

性感染症は、性的接触により感染するため、その予防においては、正しい知識とそれに基づく注意深い行動が重要であり、早期発見及び早期治療により治癒又は重症化の防止が可能な疾患である。このため、性感染症に対する予防対策としては、感染の可能性がある者への普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりが重要である。特に、近年増加が報告されている若年層を対象とした予防対策を重点的に推進していく必要があるため、学校等における性感染症の予防のための教育と連携して推進していく必要がある。また、後天性免疫不全症候群と性感染症は、感染経路、発生の予防方法、まん延の防止対策等において関連の深いものであるため、正しい知識の普及等の対策について、本指針に基づく対策と後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成十一年十月厚生省告示第二百十七号)に基づく対策との連携を図ることが必要である。

現
行

性感染症は、正しい知識とそれに基づく個人の注意深い行動により予防することが可能であり、早期発見及び早期治療により治癒又は重症化の防止が可能な疾患である。このため、性感染症に対する予防対策としては、感染の可能性がある者への普及啓発が最も重要である。特に、近年増加が報告されている若年層を対象とした普及啓発を予防対策の中心とする必要があるため、学校等におけるいわゆる性教育と積極的に連携していく必要がある。また、正しい知識の普及等の対策について、本指針に基づく対策と後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成十一年十月厚生省告示第二百十七号)に基づく対策との連携を図ることが必要である。

改

正

案

現

行

本指針は、このような認識の下に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号。以下「法」という。）の施行に伴う性病予防法（昭和二十三年法律第二百六十七号）の廃止後も、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症について、国、地方公共団体、医療関係者、民間団体、教育関係者等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及び蔓延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。

また、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症のほかにも、性的接触を介して感染することがある感染症は、後天性免疫不全症候群を含め多数あることに留意する必要があり、本指針に基づく予防対策は、これらの感染症の抑制にも資するものと期待される。

なお、本指針については、性感染症の発生動向、性感染症の検査、治療等に関する科学的知見、本指針の進捗状況の評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

本指針は、このような認識の下に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号。以下「法」という。）の施行に伴う性病予防法（昭和二十三年法律第二百六十七号）の廃止後も、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症について、国、地方公共団体、医療関係者、民間団体等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及び蔓延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すこと目的とする。

また、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローム、梅毒及び淋菌感染症のほかにも、性的接触を介して感染することがある感染症は、後天性免疫不全症候群を含め多数あることに留意する必要があり、本指針に基づく予防対策は、これらの感染症の抑制にも資するものと期待される。

なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

改 正 案	現 行
第一 原因の究明 一 基本的考え方 <p>性感染症の発生動向の調査における課題は、病原体に感染していても無症状であることが多く、また、自覚症状があつても医療機関に受診しないこと等があるため、その感染の実態を正確に把握することが困難なことである。そのため、性感染症を経時に監視し、疫学的に性感染症に罹患している者の数を推計すること等を目的として、その発生動向を、引き続き、慎重に把握していく必要があることから、法に基づく発生動向の調査を基本としながら、患者調査等の既存の他の調査等を活用するとともに、無症状病原体保有者の存在を考慮し、必要な調査等を追加的に実施し、発生動向を総合的に分析していくことが重要である。</p>	第一 原因の究明 一 基本的考え方 <p>性感染症の発生動向の調査における課題は、病原体に感染していても無症状であることが多く、また、自覚症状があつても医療機関に受診しないこと等があるため、その感染の実態を正確に把握することが困難なことである。さらに、近年、若年層における発生の増加が報告されていることや低用量経口避妊薬の使用等という新たな要素があつたことから、その発生動向については、引き続き、慎重に把握していく必要がある。このため、法に基づく発生動向の調査を基本としながら、既存の他の調査等を活用するとともに、無症状病原体保有者の存在を考慮し、必要な調査等を追加的に実施し、発生動向を総合的に分析していくことが重要である。</p>
<small>また、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に配慮しつつ、収集された発生動向に関する情報と分析結果について、必要とする者に対し、広く公開及び提供を行つていくことが重要である。</small>	<small>また、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に配慮しつつ、収集された発生動向に関する情報と分析結果について、必要とする者に対し、広く公開及び提供を行つていくことが重要である。</small>

二 発生動向の調査の活用

国及び都道府県は、法に基づく発生動向の調査については、引き続き、届出の徹底等その改善及び充実を図り、調査の結果を基本的な情報として活用していくものとする。特に、法第十四条第一項の規定に基づき、指定届出機関から届出によつて発生の状況を把握することとされている性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローム及び淋菌感染症については、国は、これら四つの感染症の発生動向が的確に反映できるよう、発生動向調査の結果を踏まえた指定の基準の策定に努めるとともに、指定届出機関の指定の状況を適宜確認して、発生動向調査の改善を図るものとする。都道府県は、性感染症に関する指定届出機関を指定するに当たっては、性別ごとの性感染症の発生動向が把握できるよう、また、関係機関、関係団体等と連携し、地域における均質性及び代表性が確保されるよう、指定するものとする。

二 発生動向の調査の活用

法に基づく発生動向の調査については、引き続き、届出の徹底等その改善及び充実を図り、調査の結果を基本的な情報として活用していくものとする。特に、法第十四条第一項の規定に基づき、特定の医療機関からの届出によつて発生の状況を把握することとされている性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローム及び淋菌感染症については、当該届出医療機関の設定等の状況を適宜確認して、調査の改善を図り、十万人当たりの患者数のように定量的な評価のできる数値を的確に推計できよう努めることとする。

三 発生動向の調査以外の調査等

発生動向の調査以外の調査等として、患者調査等の既存の調査を活用するとともに、必要に応じて、数年ごとに、地域を限定した全数調査、後天性免疫不全症候群の発生動向と性感染症の発生動向との比較、発生動向の分析を行うための追加調査等を行い、発生動向の多面的な把握に役立っていくことが重要である。

改	正	案	現	行
四 発生動向の調査等の結果の公開及び提供の強化				

国及び都道府県等は、収集された調査の結果やその分析に関する情報を経年的な変化が分かるような図表に編集する等国民が理解しやすいよう加工した上で、印刷物、インターネット等の多様な媒体を通じて、これを必要とする者に対して、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

国及び都道府県等は、収集された調査の結果やその分析に関する情報を経年的な変化が分かるような図表に編集する等国民が理解しやすいよう加工した上で、印刷物、インターネット等の多様な媒体を通じて、これを必要とする者に対して、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。